

3. いただいたご質問へのご回答（Q&A）

説明会へのエントリー時点で皆様から頂いた質問のうち、多く寄せられた代表的な質問を纏め、ご回答いたします。

本日の説明会で新たにご不明点が出た場合、後ほど説明会に対するアンケートと同時に追加質問を受け付けるフォーマットを、説明会申し込みされたメールアドレス宛に送付いたしますので、アンケートへのご協力とともに、追加質問いただければ幸いです。

普通・基礎①

Q：管理組合による簡易な申請方式での審査について、交付決定のタイミングで金額は判明しますか？

A：簡易申請では申請者の入力項目が少ないため、申請時に従来の申請方式よりは高い精度で補助金交付見込み額を把握する事が可能です。

ただし申請内容に不備やミスが含まれていたり、工事内容の変更などが行われる場合は、交付決定額や実際の交付額が申請額に対し減額されます。

交付規程や実施細則、申請の手引き等をよく読んだうえで、正確な申請をお願いいたします。

Q：今回新たに集合住宅（既築分譲）を優先する理由を教えてください。

A：住民総会などの決議を必要とする既築分譲マンションは充電設備導入の難易度が高い。R7年度事業では管理組合が申請者となる既築分譲の集合住宅の優先順位を上げ、簡易申請方式を導入する事で設置が促進されることを目的としています。

Q：簡易申請の場合の実績報告までの期間は短くなるでしょうか。

A：R7年度は簡易申請においても実績報告の期日は変更ありません。また簡易申請は、工事申告の簡略化および配線ルート図の配線の種類、長さの記載が不要となる等、申請自体が簡易となるため、申請時の不備が減り交付決定までの期間が短縮できる可能性があります。

普通・基礎②

Q：優先順位①は申請者が管理組合である集合住宅となりましたが、管理組合として申請した後で消費税を含めた補助対象外の費用を事業者が支払うことで実質的に無料で設置出来るという営業は認められるのでしょうか？

A：充電設備等の設置工事完了後に代金還元（キャッシュバック等）を受けた場合、申請者に補助金の返還を求めることがあります。代金還元（キャッシュバック等）を受けた場合は必ずセンターに報告してください。

普通・目的地①

Q：概要資料5頁に記載の今回変更となった「普通充電（目的地）の口数制限について」前提条件の記載が無いため、どういう状況を想定しているのか詳細をご教示いただきたい。

A：普通充電(目的地)は補助対象の充電口数上限に既設充電設備の口数も含むため、既設充電設備で口数上限を超える場合、申請前の撤去工事を要件にしていたが、工事負担等を考え、撤去予定の既設充電設備がある場合でも実績報告までに撤去することを条件とし、申請可能とします。

Q：AC10kwの充電器を採用した場合、選定におけるkw単価の計算は6kwで割るか、10kwで割るのかどちらになりますでしょうか。

A：選定時には申請総額を定格出力6kW以上の普通充電設備は6kWで、6kW未満の普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドは、3kWで割り、kW当たりの申請額を算出します。

普通・目的地②

Q：充電器本体がOCPPに準拠することが補助要件となるようですが、充電器+通信ボックスとサービス会社との提携よりOCPPとして接続方式がなされます。そうした場合の補助上限額を知りたいです。

A：OCPPは充電設備本体が対応していることが要件となるため、OCPP対応として充電設備登録がされていない限り公共用としては補助の対象となりません。補助対象登録されたOCPP対応であるかはセンターHPにて確認できるようにする予定です。

Q：AC10kwの充電器を採用した場合、選定におけるkw単価の計算は6kwで割るか、10kwで割るのかどちらになりますでしょうか。

A：選定時には申請総額を定格出力6kW以上の普通充電設備は6kWで、6kW未満の普通充電設備、充電用コンセント、充電用コンセントスタンドは、3kWで割り、kW当たりの申請額を算出します。

Q：選定における『kWあたりの補助金申請額』の考え方を確認したい。申請システム上に算出される「充電設備設置に係る補助金申請額（合計）」を充電設備の出力で割ったものという認識で間違いはないか。

A：補助金申請合計金額÷充電合計出力 = 1kWあたりの補助金申請額を算定します。

Q：コンビニ、ディーラーを新たに施設区分として増やした理由・根拠を教えてください。

A：急速については、3万口達成に向けて口数の増加が必要。指針でもコンビニやディーラーについては、設置目安を掲げているため今回優先順位を設定した。

Q：2024年度と同様にその他の施設区分には予算が不足して補助金の採択が厳しくなると思われませんが、特別採択のような救済策は無いのでしょうか？

A：救済策については想定しておりません。

説明会後のご質問（補助事業について）

Q：R7年度当初予算（R7年度充電・充てんインフラ等導入促進補助金概算要求額205億円内）は、第二期に配分する予定であり、改めて期を設けその中に配分されることはないということで齟齬ありませんでしょうか。

A：事業ごとの予算の配分につきましては、改めてセンターのHPにてご案内いたしますので、しばらくお待ちください。参考までに、4/18(金)に令和6年度補正予算、令和7年度当初予算を合算した配分額が、経済産業省のHPへ公表されています。
令和7年度当初予算事業は、令和6年度補正予算事業と一体で事業が実施される予定です。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/cev/r7tousyo_juden.pdf

説明会後のご質問（第一期の変更点について）

Q：路面表示（東電商標）を要件化する件に関して、既設の路面表示があれば、新たな路面表示は不要でよいのでしょうか。

A：既設の路面表示を活用できるかどうかは審査判断となります。既存の路面表示のサイズ、デザイン、表示場所や劣化度合いによっては新設を指示する場合がありますのでご注意ください。

Q：公園や公共施設などで、充電スペースが芝生などになっており路面表示が行えない場所はどのように対応すればよいのでしょうか。

A：景観条例や公園法等によるやむを得ない事由により、路面表示を設置できない充電場所については「代替路面表示」を行うことを認めます。申請時にその理由を状況等報告にて申告してください。

センターがお認めする「代替路面表示」とは充電スペース内または隣接した路面や壁面、専用の柱などに恒久的に固定された表示のことをいい、原則として以下を満たすものとします。

- ・デザインは東京電力Charging Point商標に限る（自治体指定の環境色対応は可）
- ・充電スペースに接した箇所に、充電区画ごとに設置
- ・「案内板」や他の充電スペースの路面表示との併用は不可
- ・当該充電スペースへの進入方向から見える場所、角度に設置
- ・路面固定の場合は900mmx900mm以上、壁面や建柱固定の場合は500mmx500mm以上
- ・充電設備や高圧受変電設備、引き込み建柱等への固定は不可

説明会後のご質問（第一期の制度や申請方法について①）

Q：昨年度要綱では東電商標以外に、「地方公共団体が策定したもの」も認められていたと思うが、今年も東電商標のみしか認められないとの理解でよいか。理解が正しいければ「地方公共団体が策定したもの」が認められない理由をご教示いただきたい。

A：公共用の充電設備であっても、自治体の環境条例に基づく色の変更は認めます（東京電力の事前許諾が条件）。デザインに関しては、EVユーザーの利便性の観点から日本において最も普遍的かつ認識度が高く、案内板にも使用を義務付けている東京電力Charging Point商標に限定致します。

Q：車室内の東電商標表示以外の部分に車室番号の表示や視認性向上のため塗装を（補助対象外で）行うことは可能ですか。

A：補助対象外であっても、文字や充電区画の塗装などを許可するかどうかは審査判断となります。なお広告、宣伝目的の表示や充電場所の運用方法などの誤認を招く恐れのある文字などは許可できませんので予めご注意ください。

説明会後のご質問（第一期の制度や申請方法について②）

Q：P19に「電気自動車用充電設備の路面表示（東京電力登録済み商標に限る）を義務化する」とありますが、同社商標には従来版と簡易版の2種類があるうち、どちらかを選択すればよいという理解であっていますでしょうか？

A：東京電力Charging Point登録商標であればどちらでも問題ございません。ただし設置する充電設備と整合する表記のものを選択してください。

Q：公共用の充電器については東電商標の路面表示が義務化されるとのことですが、東電商標の路面表示を設置していれば独自デザインの路面表示を併せて設置すること自体に問題はないでしょうか。

A：要件を満たした路面表示以外の表示は原則不可です。車室番号など運用に必要と判断出来る表記に関しては、審査判断でお認めする場合があります。

説明会後のご質問（第一期の制度や申請方法について③）

Q：公共用ではない、マンション等基礎充電の充電スペースに路面表示を行いたいが、可能か。

A：補助対象とはなりませんが、表示を行う事は可能です。ただし公共用充電設備との誤認を避けるため、デザインは東京電力Charging Point登録商標やそれに類似したものは認められません。

Q：今年度から急速充電設備の設置に路面表示が義務化されたが、駐車場の使い方によっては、ガソリン車と駐車スペースが共用の場合もあり、路面表示をしてしまうとガソリン車の方が停めづらくなってしまいうため、義務ではなく推奨等にしてほしい。

A：補助金を活用して設置する公共用充電設備は、EVユーザーの利便性確保のため東京電力Charging Point登録商標路面表示を要件にしています。ガソリン車が恒常的に駐車するような駐車スペースの場合はEVユーザーの利便性が確保できません。補助金申請の際は充電優先区画として運用可能な駐車スペースへの設置をお願いします。

Q：路面表示の義務化について、利用者の誤認を防ぐことが目的であれば東電商標に限定する必要性を感じない。

A：公共用充電設備の路面表示デザインに関しては、だれもが使える充電設備である事を正しく伝える観点から、日本において最も普遍的かつ認識度が高く、案内板にも使用を義務付けている東京電力Charging Point商標に限定致します。公的な補助金を活用した公共用充電設備の路面表示であることをご理解ください。

説明会後のご質問（第一期の制度や申請方法について④）

Q： 充電出力 k W 当たりの申請額をふまえて基準額を設定することについて、「 6 k W 未満は 3 k W で、 6 k W 以上は 6 k W で除す」との説明がありました。
例えば、 3 k W を 3 口設置する場合は、 9 k W で除すのでしょうか、それとも「 6 k W 以上」と扱われ 6 k W で除すのでしょうか。

A： 複数設置の場合には設置する設備の総出力合計で計算されます。

Q： 今年度第 1 期の申請案件につきまして、仮に貴所の審査に入ったとしても、不備指摘解消に時間を要してしまった場合、その間に予算額を超過し、交付決定にまで至らない可能性があるという認識で相違ございませんでしょうか。

A： 選定方式を採用しているため、選定を通過し受付候補となった時点で予算は確保されているため、予算超過が原因で取消となることはございません。
しかし、審査の段階で要件に満たない等で取消となる場合もございます。

説明会後のご質問（第一期の制度や申請方法について⑤）

Q：同一時期に同一事業者（ディーラー）が2店舗の申請を行う場合、1店舗だけを交付決定し、2店舗目の優先順位が下がり、交付決定しない場合が御座いますでしょうか。

A：選定についてはあくまで選定区分ごとに実施されます。

また、優先順位順に受付候補とし、予算が尽きる段階で優先順位区分内で選定されますので、同一区分で複数申請した場合も申請額で1申請分のみ受付候補となる場合もございます。

Q：第1期申請受付して受理されなかった場合、それらの不備など修正して第2期へ申請することは可能か？また、受理しない告知～第2期の申請受付までのリードタイムは確保されているか？

A：第1期申請分が受付候補とならなかった場合、第2期へ申請できるよう選定外通知をお送りする予定です。ただ、第1期申請分が受付候補となり、審査へ進んだうえで取消となった場合は、第2期の申請期間が過ぎている可能性がありますので、ご了承ください。

説明会後のご質問（第一期の制度や申請方法について⑥）

Q：自動車メーカーと販売契約を結んでいる販売会社の店舗の内、中古車店舗（新車も取り扱いあり）、PDI（新車納車センター）や本社機能だけの店舗に急速充電器を設置する場合、これらはディーラーの定義になるかどうか？

もし、これらの店舗がディーラーの定義に該当しない場合は、優先順位が下がり「その他」の施設区分になるのか？

A：当該補助事業上のディーラーの定義については自動車メーカー(正規輸入販売元含む)の直営、または直接販売契約を結んでいる法人のうち、新車を販売する店舗となります。

ディーラーの定義に該当しない施設については、一般公開し誰もが使えることやその他公共用の要件を満たしていれば空白地域または商業施設及び宿泊施設等(選定区分：その他)として申請いただくことが可能です。

Q：第2期の申請受付～審査～交付スケジュールはいつ展開されますか？

A：第2期についての情報公開については当センターお知らせでの情報公開をお待ちください。